

## 全員協議会次第

令和5年2月21日  
全員協議会室 9:30～

1. 開 会 (9:30)  
郡司事務局長

2. 挨拶  
小松議長

### 3. 協議事項

- (1) 令和5年度一般廃棄物の処理に係るふじみ野市への事務の委託に関する説明について
- (2) 三芳町公共下水道事業計画の見直しについて
- (3) 町指定下水道工事店指定等手数料について
- (4) みよしフォレストシティ構想(案)の概要について

### 4. 報告事項

- (1) 総務常任委員会
- (2) 議会広報広聴常任委員会
- (3) 議会運営委員会
- (4) 政策検討会議

### 5. その他

6. 閉 会 (11:46)  
山口副議長

令和5年2月21日（火）

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員	久保健二	議員	鈴木淳
議員	吉村美津子	議員	内藤美佐子
議員	桃園典子	議員	細田三恵
議員	林善美	議員	菊地浩二
議員	落合信夫	議員	増田磨美
議員	本名洋	議員	井田和宏
議員	細谷光弘		
議長	小松伸介	副議長	山口正史

欠席議員

なし

説明者

環境課長	吉田徳男	環境課 環境対策 担当主幹	小川佳一
上下水道課 長	石川英治	上下水道課 副課長	森谷浩司
上下水道課 業務担当 主幹	藤根晃	政策推進 室長	島田高志
政策推進 室副 室長	南雲玲	政策推進 室担当 主幹	中村愛

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長	郡司道行	事務局 書記	山田亜矢子
------	------	-----------	-------

---

◎開会の宣告

○事務局長（郡司道行君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。  
(午前 9時30分)

---

◎開会の挨拶

○事務局長（郡司道行君） 開会に当たりまして、小松議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（小松伸介君） 皆様、おはようございます。定例の全員協議会ということで、早朝よりお集まりをいただきまして、大変にありがとうございます。

本当に暖かくなってきたなと感じておりますけれども、朝晩まだまだ寒いので、皆様定例会前でございます。ご自愛いただきまして、体調には十分気をつけていただきたいと思います。

また、コロナのほうも、こちらも大分落ち着いてまいりましたけれども、少しずつ経済活動、視察等も増えてきておりまして、先日も鹿児島県と福島県から三芳町のほうに視察に来られ、また17日にはマレーシアから視察に来られて、ミリ市というところが市議会という形で視察に来られておりましたけれども、本当にこういった交流というのはすごく大事だなと改めて感じた次第でもございます。コロナが落ち着いて、平常に戻ることを切に願っております。

本日は全員協議会ということで、協議事項幾つかございます。皆様の慎重審議お願い申し上げます。

また、担当課の皆様には、お忙しい中、ご出席をいただきまして、大変にありがとうございます。簡潔で明瞭な答弁と説明をお願いできればというふうに思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

○事務局長（郡司道行君） ありがとうございます。

それでは、協議事項に移りたいと思います。進行につきましては、議長、よろしくお願いいたします。

---

◎令和5年度一般廃棄物の処理に係るふじみ野市への事務の委託に関する説明について

○議長（小松伸介君） それでは、3の協議事項に移らせていただきます。

(1)、令和5年度一般廃棄物の処理に係るふじみ野市への事務の委託に関する説明についてということで、環境課の皆様にご出席をいただいております。説明は課長でよろしいですか。

では、環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 改めまして、皆様おはようございます。本日は一番にお時間をいただきまして、大変ありがとうございます。環境課からは、ふじみ野市への事務の委託に関する予算、決算、これにつきましては、毎度審議に先立ちましてその概要の説明とご報告をさせていただいております。

本日は、令和5年度の歳入歳出予算、これに係るご説明とさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。口答でのご説明は主幹の小川から、私のほうではモアノートに搭載しております資料、こちらのほうの該当箇所、金額など、これをポインターで指し示してまいりますので、どうぞ目を通しながらよろしくお願いいたします。

では、お願いします。

○議長（小松伸介君） 環境課主幹。

○環境課環境対策担当主幹（小川佳一君） おはようございます。環境課の小川です。よろしくお願いいたします。

それでは、令和5年度一般廃棄物の処理に係るふじみ野市への事務の委託に関することについてご説明いたします。資料の1ページを御覧いただきます。こちらのとおり、歳入予算としての資源物の売却代金と、歳出予算としてのふじみ野市・三芳町環境センターの運営負担金、また予熱利用施設エコパの運営負担金、これら予算の中身につきましてあらかじめご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、1番の資源物の売却代金でございますが、リサイクルが可能な資源物については、それらを売却して収入を図ることといたしております。収入金額は三芳町分とふじみ野市分とに案分され、三芳町分の収入金額はふじみ野市から納入されることとなっております。案分の方法につきましては、資料4ページ、上段の囲み文字、三芳町の一般廃棄物の処理に要する経費の算定等に関する覚書、これの第5項でお示ししております。資源物の種類ごと、ふじみ野市と三芳町の搬入量の割合をもって種類ごと収入金額を案分するものとしております。全種類トータルしますと、三芳町の搬入量割合はおおよそ26%となります。

続きまして、2ページを御覧いただきます。売却見込額はこちらの表のとおりです。金属類から缶類までの資源物に再生家具と自転車の販売を含め、対象としております。

下段の4か年比較を御覧いただきます。左側が予算額、右側が決算額でございます。御覧のとおり、令和2年度におきましては、コロナの影響で極端に落ち込み、予算額を大きく下回っております。令和3年度もその傾向が続くものと予想し、予算を大きく下方修正していました。しかしながら、年度途中から徐々に回復。決算では予算額を大きく上回る結果となりました。

当年、令和4年度でございますが、その前年の実績を基に予算を計上しておりましたが、これまでのところ、幸いなことに、これを大きく上回る売却収入を得ております。やはり経済活動の回復と海外需要の伸び、これまでのコロナ不況の反動、そういったことが背景にあると思われれます。当年の状況を見ますと、特に金属類とペットボトル、また紙類で大きく単価が上昇しております。なお、当年の上昇分につきましては、今般の議会で補正予算の計上としておりますので、ご承知のほどよろしくお願いいたします。

新年度、令和5年度予算でございますが、現在の傾向が維持されるのか、あるいは一過性のものであるのか、なかなか予測が難しいところではありますが、当初におきましては予断を許さぬものとし、前年度予算をベースに計上させていただいたところでございます。なお、搬入量の見込みでも前年と大きな相違はございません。以上によりまして、売却収入総額の26%、1,504万9,000円の歳入を見込み、予算計上としております。

続きまして、令和5年度環境センター運営負担金の概要についてお伝えいたします。資料の3ページを御覧いただきます。環境センターの運営費につきましては、こちらの三芳町の一般廃棄物の処理に関する事務の委託に関する協定書のとおり、まずは指定管理者に対する委託料と、また事務全般をふじみ野市が行うことに要する費用としての管理啓発に係る事務事業費用、そして資源物や廃棄物の処理、再生利用それ自体に係る直接費用、以上の3項目の経費で構成されております。また、これら経費の総額の20%を均等割、80%をゴミ量割に大別し、ふじみ野市と三芳町とで相応の割合で負担するものとしております。

ゴミ量割の対象とする品目は、下のほうの別表2、右の欄にお示しするとおりです。また、資料5ページ

の下段、表4を御覧いただきますと、ごみの総量に対する品目ごとの割合と、ふじみ野市、三芳町双方の搬入量割合がこのようになっております。なお、均等割とごみ量割をトータルした三芳町の負担割合は、おおよそ32%でございます。

それでは、経費ごとにご説明いたします。同じ5ページの上段、表3の経費の内訳を御覧ください。まず、1項目の環境センター運營業務委託料ですが、次の6ページがその詳細でございます。直接の委託料、その他補修費の合計が4億9,323万1,000円です。これは現在の第1期事業期間、15年の期間でおおむね平準化された金額です。

これに対して売電や事業系の手数料、他団体からの受入れ負担金などの収入として3億7,473万2,000円を見込んでおりますので、差引き経費として1億1,849万9,000円を計上しております。これを負担割合で案分した金額3,898万5,000円がこの経費に係る三芳町の負担分となります。

次に、2項目めの管理啓発事務事業費用ですが、これは職員人件費とそれ以外の事務費用とを分けて算定しております。職員人件費以外の費用につきまして、資料7ページを御覧いただきます。事務全般に要する直接の経費から賠償金収入を差し引いた経費の額が1,518万3,000円です。これを負担割合で案分した金額496万2,000円が三芳町の負担分となります。

職員人件費につきましては、次の8ページ上段のとおりです。上限額の3,000万円を負担割合で案分した金額980万4,000円が三芳町の負担分となります。以上が管理啓発事務事業費用の内訳でございます。

次に、3項目めの資源物等の処理、再生利用に係る費用ですが、これは資料8ページ中段から10ページまで、焼却残灰から古紙、布類までの各品目に係る直接の処理費用でございます。個々については割愛させていただきますが、これら処理経費の総額が3億2,813万1,000円になります。これを負担割合で案分した金額1億500万6,000円が三芳町の負担分となります。

以上が経費ごとの積算内訳でございます。

資料5ページの上段、表3に戻っていただきますと、以上3項目の経費の額に実費負担としての不燃物と廃家電品の処理費用43万5,000円を加えた金額1億5,919万3,000円が環境センター運営委託に係る三芳町の負担額となります。また、附帯する費用として既存用地負担分がございますが、この447万6,000円を加えた額1億6,366万9,000円が令和5年度環境センター運営に関連する負担金予算の総額でございます。

なお、既存用地負担分につきましては、環境センター建設用地の一部、太陽の家の敷地と調整池でございましたが、これをふじみ野市が先行取得していた費用に対しまして相応の割合で負担しているものでございます。協定に基づき平成24年度から令和12年度までの間、均等に分割して負担いたします。

以上でございますが、資料11ページで前年度予算との比較増減をお示ししております。中段より下、直接運営経費の合計欄にありますとおり、経費の総額で前年比8,329万4,000円の増額が見られます。要因としましては、運營業務委託料の積算におきまして、他団体からの受入れ負担金の減額が大きく影響しております。ここ2か年では、志木地区衛生組合の依頼で富士見市と志木市の燃えるごみの受入れに協力しておりました。これが当年をもって終えますが、令和5年度につきましては現在桶川市から受入れのご相談を受けているところでございます。ご案内のとおり、桶川市さんとは令和2年度にお付き合いをいたしましたが、再度1か年度でのお願いということで協議を行っております。正式な文書はまだ届いておりませんが、これまでの協議内容を基に、週2日で年間100日、量にして2,080トンの受入れとして負担金収入を積算いたしました。

なお、負担金の積算単価につきましては、センター運営に係る人件費、焼却費用、補修費、最終処分費、その他管理費、減価償却費など通常要する費用の総額からごみ処理量1トン当たりの金額を求めております。処理単価3万2,500円、見込み数量2,080トンから6,760万円の負担金収入を計上したところですが、これが前年度の負担金収入から大きく減額となったため、総事業費は8,300万円ほどの増額となっております。このことから、三芳町の負担分としましては、前年度比2,862万5,000円の増額となったところでございます。なお、桶川市の受入れに関しましては、同市から文書による正式な依頼が参りましたら、やはり書面により、ふじみ野市、三芳町双方で協議を行うこととなります。その折、確かな受入れ計画などご報告できればと考えておりますので、ご承知のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、環境センター運営負担金予算に関するご説明とさせていただきます。

最後に、予熱利用施設エコパの運営負担金について概要報告させていただきます。資料の最終ページを御覧いただきます。ご案内のとおり、負担金は運營業務委託料に当たる固定費と補修費、また利用料金減免補填金と建物損害保険料とから成ります。これらの額は委託期間の15年間でおおむね平準化して設定されています。また、経費の算定と負担方法につきましては、エコパの運営費用の負担割合に関する協定書で定められております。経費の算定に当たっては、①の表のとおり、総額の20%を均等割、40%を人口割、残りの40%を利用者割として積算しております。三芳町のトータルの負担割合は25.72%となっております。

固定費につきましては、③の表のとおり、人件費から物価変動費まで5項目の費用から成っております。

予算の積算内訳ですが、まず運營業務委託料に当たる固定費と補修費の1億3,222万2,000円につきまして、トータルの負担割合で案分した金額3,400万7,000円が三芳町の負担分となります。

利用料金減免補填金につきまして、こちらは60歳以上の優待利用による減収分を事業者に対して補填するものでございます。1人当たり330円、1日当たり174人を上限として、年間の開館日数分の減免補填を行っております。これにつきましては、312日分の補填金1,791万5,000円を優待者数の割合となる14.35%で案分した金額257万円が三芳町の負担分となります。

最後の保険料につきまして、これはエコパ施設に係る建物総合損害共済の分担金でございます。三芳町の負担分は当初から3万3,000円の額で、変わりはありません。

以上、事業費の総額1億5,027万9,000円に対しまして、トータルでは24.36%の負担割合となりますが、これで案分した金額3,661万円が令和5年度エコパ運營業務に係る三芳町の負担金となります。

以上によりまして、令和5年度ごみ処理事務委託事業に係る負担金予算のご説明とさせていただきます。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（小松伸介君） ありがとうございました。

では、ただいまの説明に対しまして何か聞き漏らし、ご質問等あればお受けしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。ありがとうございます。

予算とは直接関係ないお話なので、お聞きしますけれども、環境センターの処理能力について、これまで志木地区衛生組合、それからその前は桶川市から受け入れたということで、それは当然計画的にされたことでしょうか、特に処理能力上で差し支えが、支障があったとか、そういうことはこれまで一切なかった。

なので、令和5年度はまた桶川市さんで136トン、ちょっと量が前回よりは増えますよね。処理能力上は全く問題がないということでよろしいでしょうか。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） ご質問ありがとうございます。処理能力につきましては、1炉、日当たり71トンございますけれども、日当たりになるとやっぱりそれよりもうんと満たない処理量になっています。ご指摘のとおり、よその燃えるごみを受け入れて、その能力を超えて受け入れることはできませんし、また能力いっぱい受け入れて処理して、機械の損耗を激しくするというのも、これはやはり望ましくありませんので、その辺りについてはやはりバランスを見て受入れということを行ってまいりました。

あと、これは売電の発電ですね。そちらのほうを見ても、ごらんの焼却量、これをやはりある程度のボリュームで維持していたほうが発電効力もいいと。なので、ですのでバランスよく、あまり負荷のかからない程度にやっぱり受入れをしながらということで行ってまいりました。

受入れにつきましては、埼玉県清掃行政研究協議会、こうした全県の組織がありまして、やはりこうした基幹回収などの当たるときには、やはりお互いの市、町でその受入れの協力を努めなければならないと、こういうふうな規約がございます、可能な範囲でお互いに協力体制を整えて運営していると、このようなことでございます。よろしくをお願いします。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） それでは、桶川市さんについては、恐らく令和3年度については志木地区衛生組合のを受け入れていたのですけれども、桶川市さんのほうは引き続きほかの自治体にずっとお願いしている状況なのかなというふうに思ったのですけれども、ですから、処理能力の問題として、志木地区衛生組合のを受け入れているときは桶川市さんのは断っていたのか、それとも桶川市さんのほうから、今回たまたま令和5年度お願いしますということになったのか、そのあたり分かればお願いします。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） お答えいたします。

令和2年度につきましては、やはり1か年度での受入れということでお受けしておったところです。ここで令和2年、3年、桶川市さんでやはりもまた新しい受入先、そちらをやはり調整しておったようだけれども、ここで志木地区衛生組合の2か年度の受入れがここで終了するというので、また新たに1か年度でのということでございますけれども、ここで新たにまた依頼が来ていると、こうしたことなのです。ここ、令和3年度、4年度において、だからそこを桶川市さんにお断りをしていただいていたのかということとはございません。なかったかと存じています。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

では、ないようでしたら、以上で協議事項（1）を閉じさせていただきます。

担当課の皆様、大変ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

(午前 9時54分)

---

○議長（小松伸介君） では、再開いたします。

(午前 9時56分)

---

◎三芳町公共下水道事業計画の見直しについて

○議長（小松伸介君） 続きまして、協議事項（2）、三芳町公共下水道事業計画の見直しについてということで上下水道課の皆様にご出席をいただいております。

説明は課長からでよろしいですか。

上下水道課長。

○上下水道課長（石川英治君） おはようございます。よろしく申し上げます。

今回協議事項（2）、三芳町公共下水道事業計画の見直しについてでございます。まず、今回……ちよつと3のほうの話もしてよろしいでしょうか。町指定下水道工事店指定手数料、こちらの2案件につきまして、2月9日の日、こちらに下水道審議会が開催されました。下水道施設整備事業が開始されてから50年ほど経過し、整備済みの下水道施設については老朽化対策を行う時期を迎えようとしています。今後も現状の下水道施設を維持しつつ経営の健全化を保つためにどのように取り組むべきか、下水道審議会より方向性が示されましたので、ご報告させていただきます。

先ほど議長からいただきました協議事項2、三芳町公共下水道事業計画の見直しについてでございます。公共下水道については、既に下水道処理区域における下水道普及率、こちらが94.3%と高い水準となっております。今後も引き続き下水道施設整備を当初計画に基づき続けていくことについて、町としては現状に合わせた計画へ変更すべきではないかと提案をさせていただきました。

こちらにつきまして、協議2につきまして、詳細につきましては担当のほうからご説明申し上げます。

○議長（小松伸介君） 上下水道課副課長。

○上下水道課副課長（森谷浩司君） 森谷です。よろしく願いいたします。

それでは、早速モアノートの4番の資料、三芳町公共下水道事業計画の見直しにつきましてご参照くださいますようお願いいたします。まず、資料を1ページめくりまして、2ページを御覧ください。三芳町の下水道についてご説明させていただきます。三芳町の生活排水の処理方式については、まず浄化槽、こちらに処理されたものの排水、あとは、もう一つは、下水道管に直接放流し、和光市にある終末処理場で処理されるもの、その2種類ございます。本日は後者の下水道管への直接放流する三芳町下水道事業計画の見直しについてご説明させていただきます。

三芳町から放流される生活排水は、埼玉県が管理する荒川右岸流域下水道を経て、流末である和光市へ流下し、処理された水は荒川へ放流されています。荒川右岸流域下水道は、三芳町のほか隣接する所沢市、ふじみ野市、富士見市など13の市町の生活排水を処理している下水道施設でございます。

続きまして、めくっていただきまして3ページご参照ください。3ページの図-1、三芳町公共下水道事業進捗状況図を御覧ください。こちらのほう、三芳町の公共下水道事業の進捗状況ですが、まずは三芳町全域で緑色に着色された、塗られたエリア、区域ですね、これに拡大するとオレンジの線が引かれているもの

がございます。こちらは今現状の三芳町の汚水の管、これが布設された状況になっています。令和4年3月末現在で総延長約126キロとなっております。

同じく緑色で塗られた地域につきましては、下水道管が整備されたことにより、使用可能な区域として設定されております。その区域に含まれる、実際に下水道管に接続して放流している、こちらも水洗化なのですが、水洗化世帯は1万4,726戸、水洗化の人口は3万4,375人で、水洗化率、こっちは96.4%となっております。

また、国や県に対しては、下水道普及率という下水道利用人口の割合を示す数値があります。これは三芳町全域の行政人口、これに対して緑色に塗られたエリアの人口、これに対して割合を出す数字になっています。こちらは三芳町は令和4年3月末現在においては94.3%となっており、高い普及率となっています。参考になりますが、埼玉県内の下水道普及率は82.9%、全国平均では81.6%となっております。

続きまして、ページをめくっていただきまして、5ページを御覧ください。5ページのほう、荒川右岸流域関連三芳公共下水道事業計画でご説明させていただきます。三芳町の公共下水道は、上位計画である埼玉県の荒川右岸流域下水道の関連公共下水道として事業化されております。現計画では、全体計画として図面の黄色、三芳町全域を黄色で囲っておりますが、囲っている全域の行政面積として1,530ヘクタールを下水道管で整備することを目標としています。さらに、おおむね整備計画区域を定める事業計画といえます。こちらのほうは黄色く着色された区域、これの塗られた区域が907.2ヘクタールを示しています。こちらが現計画の内容でございます。

続きまして、モアノートめくっていただきまして7ページ、図-3、公共下水道整備状況を御覧ください。前のページでも申し上げたとおり、現計画による整備状況ですが、黄色に囲っている三芳町全域の面積は1,530ヘクタール、こちらを処理する目標になっています。あと、今黄色と緑が混在しておりますが、これは重ね図としてちょっと見ていただきたいと思います。緑色の面の下に黄色があるものとご理解ください。黄色で示す面は事業計画として907ヘクタールとなっています。そして、実際に下水道管が整備されておまして、その処理区域の面積として緑着色、塗られている部分は694ヘクタールとなっております。これに伴って、現計画の下水道計画の整備率、こちらは面なのですが、面として考えますと、全体計画、三芳町全域に対して緑で着色している進捗率は45.4%、それから事業計画、こちらは黄色く塗られている部分に対して緑で着色された進捗率、こちらは76.5%となっております。ここで、課長申し上げたとおり、三芳町の公共下水道につきましては、現況のこういった緑色の面で示す処理区域において下水道普及率は94.3%、人口比率で94.3%、高い比率となっております。そして、下水道管が整備されていない地域については、浄化槽により生活排水処理されているのが現状でございます。この現況を踏まえまして、現計画に基づき全体計画及び事業計画に沿った下水道整備を続けるべきか、または現況の処理区域面積に直した下水道事業計画見直しを行うのか、三芳町下水道審議会に諮問し、令和5年2月9日に三芳町下水道審議会で諮りました結果、公共下水道事業計画の見直しに賛成する答申をいただいております。

その内容につきましては、次のページを御覧ください。9ページになります。答申による下水道事業計画の見直しについてご説明いたします。全体計画におきましては、現計画は当初、黄色の囲っている三芳町全域の枠を示しておりましたが、こちらは1,530ヘクタールをしていましたが、こちらは関越自動車道、こちらを中心として東側を全域、こちらは変わらずです。関越自動車道から西側、こちらのほうを現況の整備区

域、こちらのほうから見直しするものでございます。

〔「9ページ開いていた」と呼ぶ者あり〕

○上下水道課副課長（森谷浩司君） 失礼しました。9ページのほうを説明させていただきまして、すみません。よろしいでしょうか。失礼しました。

三芳町全域を黄色で囲っている部分から関越自動車を、右側は現状どおり、左側につきましては現況の整備区域ということで見直しをさせていただいています。

続きまして、11ページ、図一7、三芳町公共下水道事業計画見直し図をご参照ください。現計画では黄色、緑に塗られた計画面積は972ヘクタールとなっておりますが、計画の見直しでは現況整備区域に合わせて見直しを行い、698.3ヘクタールとなっております。

続きまして、12ページ御覧ください。12ページの図一8、一般下水道管整備状況および浄化槽排水接続を御覧ください。下水道事業計画の見直しにより、整備計画区域とならない地域については、図で示すように、一般下水道管が整備されておりまして、既に生活排水は浄化槽により処理されているのが現状でございます。これにより、現況に合わせた下水道事業計画の見直しを行います。住民の生活においては、生活排水処理については変化がないものと考えております。

以上の説明を踏まえて、今後の公共下水道事業計画のスケジュールをご説明いたします。13ページ御覧ください。今後のスケジュールですが、三芳町の公共下水道事業計画には上位計画がございます。埼玉県の下水道事業計画等については、令和5年から6年にかけて計画の見直しが予定されております。本公共下水道事業計画においても、その上位計画に整合する必要がありますので、令和5年から7年において継続事業として下水道事業計画の見直しを予定しております。

以上で三芳町公共下水道事業計画の見直しについて説明を終わります。ありがとうございます。

○議長（小松伸介君） では、2番を先にやらさせていただきます。

では、ただいまの説明に対しましてご質問等あればお受けいたしたいと思っております。いかがでしょうか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。ご説明ありがとうございました。

すみません。この計画の変更をするに当たり、該当する件数といいますか、どのくらいおおよそあるのかお伺いできますでしょうか。

○議長（小松伸介君） 上下水道課副課長。

○上下水道課副課長（森谷浩司君） 森谷です。お答えします。

こちらのほう、まず全体計画といたしまして、三芳町全域から見直しをすることによって対象を外れてしまう区域、そちらのほうはちょっと、一部人口が把握できていないところがあるので、ちょっと答えを持っていないのですが、事業計画、こちらのほうにつきましては463世帯、人口につきましては1,185人、こちらが令和4年3月末の三芳町公共下水道進捗状況の中の資料の中で把握はしております。

以上です。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

ほかに。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

7ページと11ページの図なのですが、これって同じなのか。排水管以外の色の分けている部分というのは全く同じということよろしいのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 上下水道課副課長。

○上下水道課副課長（森谷浩司君） 森谷です。お答えします。

議員のおっしゃるとおりでございます。内容は、管が整備されて表示しているかしていないかの差になります。

以上です。

○議長（小松伸介君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

そうなりますと、現状整備済みのところを抜かして、今後はそれ以外の黄色いもともと予定があった地区に対しては下水を広げていかないということで、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 上下水道課副課長。

○上下水道課副課長（森谷浩司君） 森谷です。お答えします。

議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（小松伸介君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

ちょっと地図がよく分かっていないのですけれども、通西地区の区画整理事業というのがちょっと考えられていると思うのですが、その地域については全部この地域に入っているのか、それとも今後そういったことが進むに当たって変更があるのか、それについてお聞きしたいのですが。

○議長（小松伸介君） 上下水道課副課長。

○上下水道課副課長（森谷浩司君） 森谷です。お答えします。

今の竹間沢の通西という地区、国道254号、みずほ台駅交差点、その付近の区画整理の開発予定の地区ということでございましょうか。こちらのほうにつきましては、全体計画の中では一応含まれております。

〔「9ページだ」と呼ぶ者あり〕

○上下水道課副課長（森谷浩司君） 失礼いたしました。9ページをまずは御覧ください。9ページの図一6、三芳町公共下水道全体計画見直し図においては、ピンクで塗られている部分、こちらの部分にその通西地区が含まれております。ですから、将来計画としては一応やりますというエリアに入っています。

続きまして、11ページを御覧ください。11ページ、図一7、三芳町公共下水道事業計画見直し図、こちらはおおむね、今後直近で事業を興すか、エリアというのを示させておりまして、そこについてはまだ白抜きで省かせていただいております。というのも、通西地区の区画整理というのはまだ事業が立ち上がっていない状況ですので、今の現段階で見越して表示するというのではなくて、一応省かせてもらいます。ただ、これはあくまでも事業計画ということなので、もしこれが、区画整理が立ち上がって、構造がいざ、現実的な話になりましたら、改めこちらのほうは事業計画図では見直しを行いまして、区域の拡大とか、そういったのを検討してまいります。

以上です。

○議長（小松伸介君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

そうなりますと、将来の計画としては変更なしということになってはいますが、こちらの計画では10.1ヘクタール見直しということになっておりますが、その通西地区がもし入った場合には何ヘクタール追加になるということでしょうか。

○議長（小松伸介君） 上下水道課副課長。

○上下水道課副課長（森谷浩司君） 森谷です。お答えします。

すみません。今この区画整理組合の土地の予定地、こちらのほうの敷地のエリアというのが何ヘクタールかというのを、情報は今ないもので、すぐにお答えできません。申しわけございません。

○議長（小松伸介君） ほかに。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

すみません。ちょっと聞き逃してしまったかもしれませんので、改めてお聞きしたいのですが、最初に課長のほうから老朽化対策というお話がありまして、最後に副課長のほうから、県の計画との整合性ということで、この下水道計画の見直しの理由、明確な理由を教えてくださいたいのですが。

○議長（小松伸介君） 上下水道課長。

○上下水道課長（石川英治君） まずは、こちら下水道整備、こちらは開始してからもう50年ほどたってございます。まずは、この50年ほど経過したまま、整備計画についてもそのまま同じものをずっとやってきたのが現状でございます。

また、50年たっていますので、老朽化対策、こちらも同時に行わなければなりません。その中で、ここで先ほど森谷のほうからも、副課長のほうからお話がありましたとおり、県の上位計画の変更もございます。このタイミングを用いまして、三芳町としましては、今まで老朽化対策、今後を見越したのも含めて検討しなければいけないところですので、あわせて検討のほうをさせていただきたいということでご説明申し上げます。

以上です。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、ないようですので、協議事項（2）を閉じさせていただきます。

---

#### ◎町指定下水道工事店指定等手数料について

○議長（小松伸介君） 続きまして、（3）、町指定下水道工事店指定等手数料について、引き続き上下水道課、よろしくお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（石川英治君） 協議事項3でございます。町指定下水道工事店指定等手数料についてでございます。

こちら、3月議会に提案させていただきました議案第10号 三芳町下水道条例の一部を改正する条例についてでございます。本件につきましては、下水道事業の健全な運営を確保することを目的に、町指定下水道工事店の指定等に係る手数料を定めるよう提案させていただきました。

以上でございます。詳細につきましては、担当のほうからよろしく申し上げます。

○議長（小松伸介君） では、上下水道課主幹。

○上下水道課下水道業務担当主幹（藤根 晃君） 藤根です。よろしくお願ひいたします。

町指定下水道工事店指定等手数料についてのご説明をさせていただきます。公共下水道へ接続するための排水設備工事は、下水道条例の規定により、町が指定した下水道工事店でなければ施工することはできません。その指定に当たり、町は下水道工事店からの申請を審査し、適格と認めた場合、指定工事店証を交付します。また、排水設備責任技術者の登録におきましても同様に申請を受け、排水設備責任技術者証を交付します。これらの手続において手数料を今のところ頂いておらず、費用は下水道使用料収入により賄ってまいりました。下水道事業の適正な運営を図るため、受益者負担の原則により、これらの事務について手数料を負担していただくようにするものです。これに伴いまして、下水道条例の一部を改正させていただく内容となります。

金額につきましては、資料を見ていただきたいのですけれども、三芳町下水道条例の一部を改正する条例（案）というものを申し上げます。真ん中の表のところになります。町指定下水道工事店指定手数料及び町指定下水道工事店指定更新手数料、こちらを1万円、町指定下水道工事店証の再発行または町指定下水道工事店証書の書換え手数料2,000円、排水設備責任技術者登録または排水設備工事責任技術者登録更新手数料2,000円、排水設備工事責任技術者証再交付または排水設備工事責任技術者登録替え手数料を1,000円とさせていただきます。

以上で説明のほうを終了させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

質問が難しいかもしれませんが、何か聞き漏らし等あればお受けしたいと思います。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

現状無料ということで、これから指定店に対しまして一度に全部の業者にお金を払っていただくということではよろしいのだと思うのですが、その更新というのは何年に1回とか、そういったものは決まっているのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 上下水道課主幹。

○上下水道課下水道業務担当主幹（藤根 晃君） 藤根です。お答えいたします。

5年に1度の更新となります。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、ないようですので、以上で協議事項（3）を閉じさせていただきます。

担当課の皆様、大変にありがとうございました。

暫時休憩いたします。

(午前10時20分)

---

○議長（小松伸介君） では、再開いたします。

(午前10時30分)

---

◎みよしフォレストシティ構想（案）の概要について

○議長（小松伸介君） それでは、協議事項（4）、みよしフォレストシティ構想（案）の概要についてということで政策推進室の皆様に来ていただいております。

説明をお願いいたします。

政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 皆さん、こんにちは。本日は、みよしフォレストシティ構想の案の概要について説明のほうをさせていただきます。出席者は副課長の南雲と、あと主幹の中村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、先に訂正をさせていただきたいというふうに思いまして、申し訳ございません。先にやったほうがいい。

3ページ目になるのですけれども、国の動向というところで、2つ目のところに囲いの2つ目、ここに、すみません、「さらい」と書いてあるのですけれども、「さらに」ですので、「い」を削っていただきたいというふうに思いますのと、続きまして、次ページの「カーボンゼロの必要性」というところで、うちのほうは一応「ゼロカーボン」というふうにとらせていただいておりますので、ここを「ゼロカーボンの必要性」に変更させていただきます。申し訳ございません。

それでは、説明のほうをさせていただきたいと思います。表紙をめくっていただきまして、地球環境の限界ということで、三芳町では未来のまちづくりに向けまして地球規模の課題も視野に入れて取り組んでいこうというふうに考えまして、政策研究所におきましてみよしフォレストシティ構想の策定に向けて進んできました。現在地球の限界が近づいてきていると言われております。人類が生存できる領域と限界点を定義する概念をプラネタリー・バウンダリーと言われております。2009年、ストックホルム・レジリエンス・センター所長のロックストローム氏を代表とする29名の科学者グループの論文によって注目を集めました。このプラネタリー・バウンダリーは9の指標を取り上げて、安全領域から限界点までの定義をしております。この丸のところに9個書いてあるのですけれども、気候変動であるとか成層圏オゾン層の破壊、海洋酸性化、窒素とリンの循環、グローバルな淡水の利用、土地利用変化、生物多様性の損失、大気エアロゾルの負荷、化学物質による汚染というのが9つの指標になっております。

引き起こされる問題としましては、地球全体の温度が上がると異常気象や自然災害のリスクが上がります。干ばつや水不足、森林火災、熱中症の増加、豪雨の頻発や台風の強大化等。日本におきましては、熱中症による搬送数や死亡者数が増加し、大雨や台風による土砂災害が発生しています。また、食糧問題についても無視できません。干ばつによって土壌の水分が減ると農作物が育ちにくくなって、食料不足に陥る国や地域が増えると懸念されています。このような問題は広範囲で長期間にわたって地球環境に影響する問題で、す

ぐ表面化されるものではないというふうにあります。これまでの局地的な環境問題と性格の異なる現象と言えます。したがって、将来世代に配慮した考え方に立つ必要があります。地域の対応の積み重ねにより、世界的な範囲で効果があるものであり、地域の特性に応じた対策が求められるというところがございます。

次ページですけれども、国におきましては2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年にカーボンニュートラル、ゼロカーボンですね、脱炭素の実現を目指しています。また、2050年目標との整合性で、野心的な目標としまして、2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目標とし、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けるというところがございます。

ゼロカーボン、カーボンニュートラルとは何でしょうか。私たちは電気を使用したり自動車を運転したりすることで大気中に二酸化炭素を排出しています。植物は光合成によって大気中の二酸化炭素を吸収しています。排出する二酸化炭素を減らし、植樹や緑の保存によって二酸化炭素の吸収量を実質ゼロにすることをゼロカーボンというふうに呼ばれております。

次ページのゼロカーボンの必要性というところですが、このまま対策を講じずに気温の上昇が続けば、2050年には最大2.6℃、2100年には最大4.8℃もの気温の上昇が見込まれています。また、異常気象が世界で観測されており、これは気候変動の影響が指摘されています。日本も近年台風や大雨の被害が発生し、異常気象は身近に迫っています。これを防ぐために2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするという事で、66%の確率で気温上昇を1.5℃に抑えられます。つまり、温暖化の影響を可能な限り抑えるためには、ゼロカーボンの実現が急務であるというふうに考えております。

続きまして、5ページですけれども、みよしフォレストシティ構想の趣旨ということで、三芳町はこれまで歴史を振り返りますと、三富地域の循環型農業や平地林などの持続可能な発展という思いが根づくまちであるということ、それによる日本農業遺産の認定であるとか、世界農業遺産に申請を行っているところがございます。SDGsの推進、SDGsのまちづくり宣言、ゼロカーボンシティ宣言などを実施していることから、2030年、2050年に向けて三芳町が今後も持続可能なまちであり続けるために、将来を見据えた町づくりの行動の方向性を示すみよしフォレストシティ構想を策定します。

計画期間なのですが、当初は10年というふうに考えていたのですが、計画期間は8年とします。最終年を2030年、SDGsの目標達成の年というふうに考えております。

続きまして、構想・フローですけれども、町の計画としてシンク・グローバリー、アクト・ローカリー、地球規模で考え、地域で行動するの考え方の下、本構想は上位計画で三芳町総合計画とその分野別計画として位置づけられるまちづくり、環境等の各計画と整合性を図りながら地域づくりを推進していきたいというふうに考えております。

基本理念のほうに移りますけれども、基本理念としましては「都市×緑・農の共生 魅力あふれるコンパクトでスマートなまちづくり」を基本理念として、その実現を図るために施策を展開していきたいというふうに思っております。

続きまして、9ページでございますけれども、全体目標ですけれども、美しい自然を守り、農業を守り、新しい技術を掛け合わせていくことで、住民の幸せ、ひいては地球の環境の保全を行っていくことを目標に据えております。ただ、行政だけが取り組んでも目標達成というのはできるものではないので、オール三芳で取り組むということで、各主体に役割を持っていただきたいというふうに思っています。

住民に関しましては、「世界の今と起こりうる未来や科学的知見について関心をもち、耳と目を傾けます。ひとつひとつの選択が三芳町の未来をつくることを自覚し、責任をもって行動します」、事業者におきましては、「持続可能な事業活動及び地域づくりのため、気候変動影響に備えるための取り組みを行います。また、地球環境に対してそれぞれの役割を果たし責任をもって推進します」、町に関しましては、「率先してゼロカーボンに向けた取り組みを行います。ゼロカーボンに向けて、住民、事業者とともにパートナーシップを持って目標を達成します」というふうに各役割のほうを分担しています。

参考になりますけれども、三芳町のCO<sub>2</sub>の排出量ということで、2022年3月に宣言した三芳町ゼロカーボンシティ宣言の実現に向けて、2013年に比べた温室効果ガスというのを2030年には国に合わせて46%の削減を目標とします。これは最低限達成すべき数値で、さらに50%にも挑戦を続けていきます。そして、2050年までには二酸化炭素排出量実質ゼロを目指しますということです。

続きまして、推進目的としまして、基本理念に掲げる、先ほど言いました「都市×緑・農の共生 魅力あふれるコンパクトでスマートなまちづくり」を実現するために、3つの推進目的を掲げて施策を推進していきたいというふうに思っております。「緑あふれるまちづくりを進めよう」、「持続可能な農業を未来に」、「スマートでコンパクトなまちを目指そう」という3つでございます。

ちょっと横にはなってしまったのですが、これがフロー、体系図でございまして、「緑あふれるまちづくり」に対しましては緑のネットワークプロジェクト、「持続可能な農業を未来に」にはアグリプロジェクト、「コンパクトでスマートなまちづくり」というのはスーパーシティプロジェクトというのを上げまして、これによって住民のウェルビーイングの向上、ひいてはサステナビリティということで、持続可能な地球環境の実現をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、プロジェクトのほうの説明を簡単にさせていただきたいと思えます。本町では、住民にとって誇りの源泉となっている平地林や三富新田などの特徴的な緑地があります。平地林や植物等の緑は、人間が生きていく上で欠かせない酸素の生産や水源の涵養を行う大切な機能を有し、自然環境の根幹をなすものであり、さらには心に安らぎをもたらしてくれます。緑なくして地域の持続的な繁栄はありません。平地林、農地、公園、緑地等の利用保全、敷地等における緑化と、町内にある多様な自然の大切さを認識し、その保全、利用、創出によって自然環境の健全化を図る。豊かで快適な住民生活や産業活動を持続させる取組として緑のネットワークプロジェクトを推進するというふうに考えております。

2つに分かれておりますけれども、「緑の回廊形成」ということで、緑化活動の推進であるとか緑化に係る人材の育成、あと景観づくり、あと平地林の保全、整備、環境の保全等の推進を行っていきたいというふうに考えております。緑の中には公園の保全、活用等も含まれております。

2番の「緑と農と食の連携強化」ということでございまして、緑豊かな農地は生活環境に潤いと安らぎを与え、地域の住民の食卓に新鮮で安全、安心な農産物を提供してしています。次のアグリプロジェクトと一体となって緑と農と食を連携することによって、町の特徴を生かした取組を推進していくというところでございます。施策につきましては、農地であるとか緑地の保全を行っていったり、体験農園であるとか地産地消の考え等を入れていきたいというふうに思っております。

続きまして、アグリプロジェクトのほうですけれども、豊かな武蔵野の平地林や三富新田に代表される農地をできる限り健全な形で維持し、次の世代に健全な農地を引き継ぐ必要がある。農業経営の経済的な安定、

農業の持つ多面的な機能を生かした美しい農村景観の形成と地域の環境保全、観光の振興、地域社会の活性化を実現する取組としてアグリプロジェクトのほうを推進したいというふうに考えておまして、一応3つ施策を出させていただきまして、「農業遺産のあるまちづくりの推進」で農業遺産の推進とか農法の維持、あとは農業遺産の関係、あとは環境保全型の農業の推進を行っていききたいというふうに思っております。

「農業での地域活性化」ということでございまして、三芳の野菜のブランド化と、あと都市農業の推進、有機農地等の対策なども行っていききたいというふうに考えています。

「地域資源を活かした観光施策の充実」ということで、ガーデンツーリズムの推進を行うということと、あと観光のコンテンツをさらに磨き上げていく。あと、拠点づくりのほうを推進していききたいというふうに考えております。あとは、情報発信等も考えていくということでございます。

3つ目、15ページですか、次のほうのスーパーシティプロジェクトですけれども、住民生活の快適性や産業の活性化、自然、環境保全、利用等を国家的に実現させながら、地域の条件に合った経済的で環境負荷が少ない省エネ型のまちづくりに取り組むスーパーシティプロジェクトを推進するということでございまして、これも3つございます。

「地域資源と拠点をつなぐ魅力あるコンパクトシティ」ということで、スーパーシティのフル化がもうすぐ始まりますので、各拠点は観光、農業、芸術・文化、スポーツ、防災、多世代交流等の地域特性を生かしながら、コンパクトなまちづくりを推進していくということで、農と人との関係がありますので、バザールのほうも、仮称ですけれども、公園の構想のほうの実現可能性について検討していききたいというふうなところと、あと藤久保拠点、未来創造拠点の整備も行っていくということでございます。

次が「次世代技術の活用や……

○議長（小松伸介君） 室長、すみません、ちょっとだけマイク近づけて。マイクの向きを。

○政策推進室長（島田高志君） すみません。2番、「次世代技術の活用や官民連携によるスマートなまちづくり」ということで、公共交通の充実であるとか、EVの利用だとか、充電施設の導入、あとはDXの推進などを行っていききたいというふうに思っております。

3番、「安心・安全で持続可能なまちづくり」につきましましては、レジリエンスの強化であるとか、環境に優しいまちづくり、LED化であるとか、再生エネルギー利用などを行っていききたいというふうに思っております。この辺に関しましては、あとはサーキュラーエコノミーの考え方もありまして、3Rプラス、リニューアブルの徹底を行っていききたいというふうに思っております。

最後は環境教育の推進ということで、環境の負荷の少ない技術、可能なまちづくりにつきましまして、小中学校、住民等の理解を深めるために環境教育の推進のほうを行っていききたいと。あとは環境教育を担う人材の育成のほうも行っていききたいというふうに思っております。

最後になるのですが、推進体制につきましましては、来年フォレストシティ構想の推進会議というのを設けて、進捗管理等を行って、意見交換を行いながら新しいことに取り組んでいききたいというふうに思っています。

この政策研究所の名簿が最後についておまして、政策アドバイザーとして3人、あと町内から公募を募りまして4人、あと各課の課長が出て策定のほうを進めてまいりました。

以上でございます。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。ご説明いただきまして、ありがとうございます。  
それでは、ただいまの説明に対しましてご質問あればお受けしたいと思いますですが、いかがでしょうか。  
内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） ありがとうございます。このフォレストシティ構想で、これは三芳町が国のほうから選定されて指定されたみたいな話を聞いたのですけれども、これは全く国とは関係ない事業なのでしょうか。フォレストシティ構想を持つまちに対して国のほうから何か補助金が下りるとか、何かメリットがあるのかどうか教えていただきたいと思います。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

国に言われてやったわけではございませんで、町の自然と農業資源を生かして、未来のまちづくりのビジョンという形で、構想という形で、三芳町は政策研究所でつくり上げていこうというふうな形になっています。多分国はその辺は出していないと思います。スーパーシティは県でやっていたりしますけれども。

○議長（小松伸介君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） ありがとうございます。では、私の勘違いかなと思うのですけれども、国のほうから、例えばスーパーシティ構想を行うことで補助金が下りるとか、そういうことはあるというふうに思っているのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えします。

スーパーシティ構想はまた県のほうに今エントリーをしている最中ではございまして、その辺は別に補助金はあるというふうに思います。

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

最後のページで、プロジェクトチームのメンバーという形で出ていますけれども、この方々で話し合っこの構想をつくったという理解でよろしいですか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

一応全6回あったのですけれども、その中で話し合っこの構想のほうは策定していった。その中で三芳を分からない方もいらっしゃるのではというか、まず歩いてみて分からないという。歩いてみて、現地を見たりして、一応アドバイス等をいただきました。

○議長（小松伸介君） ほかに。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

この構想の中にゼロカーボンとかSDGsとか、そういった考えとか全部包括されていると考えていいですか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

ゼロカーボンの話は、スーパーシティプロジェクトと、あと基本的に全体目標となっているということも考えておりますし、SDGsの推進につきましても包括で考え方のほうはのっているというふうに考えております。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。考え方はのっている。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

すみません。では、見ると、イメージとしてなのですけども、フォレストシティ構想というと、何か全体としてイメージと合っているのかなという、ネーミングが、と思うのですけれども、このフォレストシティというネーミングの由来というか、なぜこのフォレストシティなのか。

○議長（小松伸介君） タウンではないの。

○議員（菊地浩二君） シティとタウンではなくて、何でフォレストなのかと。この全体を見るとフォレストだけではないでしょうと思うのですけれども、なぜフォレストというネーミングになったのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

この辺につきましては、その政策研究所の中でも言われていたのですけれども、平地林、林というところがありますので、そこで緑、町の自然というところで、林というウッズとか、たしかそんな感じだったと思いますけれども、それよりも緑、茂った形のイメージをさせるということでフォレストというふうな形を取らせていただきました。

以上でございます。

○議長（小松伸介君） 森林ですよ。森林。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） いいですか。

ほかにございますか。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

私の一般質問の中で金属ヤード問題を取り上げたときに町長は、このフォレストシティ構想の中でやっていきたいというような答弁をされたと思うのですが、その内容についてどこか書いてあるのか、それを聞きたいと思います。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

具体的に個別にそこというふうな形ではないのですけれども、環境に優しいまちづくりであるとか、景観の問題であるとか、その辺につきましては書いてありますので、個々に何かをするというわけではなくて、そこをどうにかしようというふうな考え方はあるというふうに考えています。

○議長（小松伸介君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） スーパーシティプロジェクトの下のほうの「環境問題等の取組」という部分しかな

いかなという感じもするのですが、平地林を守っていくという中で、結局平地林というのは個人の所有物なので、それを町で規制をしたり、または買い取ったり、何かそういったことをしないことには、なかなかそれを維持するというのは難しいのかなというふうに考えているのです。そんな中で、やっぱりそういった地平地林が、またそういう産業廃棄物だったり、何かそういったものによって変わっていくということは、あまり、フォレスト構想どころか、ごみの、関越のフルインター化に伴って、やっぱりそういった需要というのが増えていく。ねらわれるというか、そういった可能性があるので、そういったことに関してどういった、ネットワークプロジェクトの中でやっていくのか、もし分かれば教えていただきたい。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

企業誘致をしているというところもあるのですが、緑のネットワークプロジェクトの中で、平地林の価値を高め、保全整備等を行っていくというふうな文言を入れようというふうに考えておりますので、その中で行っていきたいというふうに思っております。

委員さんの中には、平地林をお持ちで、いろいろ問題があるというふうな形も、意見もいただいておりますので、その辺の問題とともに、推進協議会の中で話し合いを行っていききたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（小松伸介君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

そういったやっぱり緑の保全ということで、そういったところをやっぱりしっかりやっていく計画にしていけないと、名前だけの話になってしまうのかなと思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小松伸介君） ほかに。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

この「コンパクトでスマートなまちづくり」って、こういうふうに題をしておりますけれども、なぜこういった文言を持ってきたのか、その辺についてお伺ひします。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

スーパーシティプロジェクトの辺りだとは思っておりますけれども、あと基本理念にもあるのですが、そもそも三芳町はコンパクトなまちというのはそうですけれども、あと藤久保のほうに人口がいて、上富のほうは農業推進地域であるというふうな形になって、コンパクトシティの要素というのはかなり、多分にあるというふうに考えています。

ここで今国と進めているスーパーシティであるとかDXの推進などを行うことで、もっとコンパクトでスマートなまちというのを推進していけるというふうに考えておまして、このほうにつけさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 三芳はそんなに大きいまちではありませんので、コンパクトと言うと余計何かもっ

とまとめるような感じで、今おっしゃったように、藤久保地域とかということで、やっぱりそういった、ある程度藤久保地域またはそれ以外の区域と分けていく。この中には立地計画がありますよね、立地適正化計画が。それにおいては、そういった地域に片方は活性化させるとか、そういうふうになっているわけですが、それに近づけていくような、そういったことで、この「コンパクトでスマートなまち」というのは住民のほうの声から上がったのではなくて、ある程度国のほうの方針に沿ったものというふうに見えるのですけれども、なぜこういう題にしたのか、ちょっと説明がもう少し分からないので、その辺もう一度お願いします。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

「コンパクトなまち」というのは、悪いふうに捉えるのではなくて、うちのほうはいいふうに捉えておりますので。藤久保に人口が集中して、ほかの地区をほっぽっておくというわけではございません。もちろん各地域にはやはり人が住んでいて生活をしているわけでございますので、各地域には拠点を設けて、それにつきまして、その拠点をつないでいく公共交通であるとかサービスであるとかを充実させていこうという考えは前々からございますので、これは立地適正化計画が来年できるというふうに踏んでいますので、立地適正化計画についてもそちらのほうの考え方でいくというふうに今のところ考えておりますので、それをすれば、どこに住んでいても三芳町のほうは安全、安心なまちで、持続可能なまちになるのではないかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） すみません。今日の資料の7ページのところで構想・フローという形が出ていて、ちょっと驚いたのは、都市マスとか環境基本計画とか、そういった結構重要な計画の上に来ているのですけれども、今後こういった都市マス、それらの計画とか、進めるとか改正、ちょっと改定するとかいうときは、総合計画はもちろんとして、フォレストシティ構想をかなり気にした形でのものにしなければいけないかなと思うので、それでよろしいですか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

都市マスとか、かなり大きな計画ではございますが、一応フォレストシティの考え方を基に改定であるとかを進めていただきたいというふうに思っています。地球規模で考えるということと、緑であるとか農業であるとか、その辺のことを考えていただきながら、計画のほうを改定なり策定なりをしていきたい、いっていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） コンパクトなまちなので、地球規模なんてでっかいことを言わずに、もう少し近隣の規模でまちを考えていきたいなと私は思っていたのですけれども、ではこれだけの重要な構想になるわけですが、例えば今後議会としては何か、特に審議することもないと思うのですけれども、このまま決まって

しまったわけですね。住民への周知というのはどのようになされていくのですか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

そこら辺につきましては、パブリックコメントを実施しようというふうを考えております。

○議長（小松伸介君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 今年度ももうあと一月半ですけれども、ではスケジュール的にはどのようにお考えでしょうか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

基本的には、ご説明をさせていただきまして、ご意見があればご意見いただきたいというふうには思っておりますけれども、それが終了次第、アップのほうをさせていただきたいと思っておりますので、できれば3月1日からかけていきたいというふうには思っています。

○議長（小松伸介君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） では、この構想が実現するというか、影響を与え始めるのは新年度からではなく、新年度からしばらくたってからという形になるのですか。3月1日からパブコメをやると、例えば2週間くらいで切ってしまうなら別ですけれども、パブコメの意見を、ではどう反映させるかという協議も必要になると思うのですが、そういったスケジュールもお願いします。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

基本的には、本来であれば来年度スタートというふうにはしたいところなのですが、時間的な都合がありますので、ちょっと過ぎてしまうという可能性はあります。ただ、今6次総合計画等は策定しているので、そこに並行して、その考え方等を入れていきたいというふうには思っております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。

山口副議長。

○副議長（山口正史君） 山口です。今日、説明ありがとうございます。

まず、この資料というのは全協向けというふうに書いてありますが、これは住民向けではないと考えて、この概要ですね、というふうで、まず前提はそういうことでよろしいですか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

基本的には概要でございますので、全協用に作った資料でございます。

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○副議長（山口正史君） これは全協用で、住民向けのはまたパブコメという話なのですが、パブコメの内容が全く分からないので、何ともそこは話ができないのですが、住民にとってスーパーシティだとか、コンパクトシティだとか、スマートシティって何のことだか絶対分かるわけないと思うのです。だから、行政側の自己満足にこままだとなってしまうと思うのですが、いかがががですか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

自己満足というか、住民のためにやっている計画でございますので、自己満足と言われるとちょっと心外なのでございますが、基本的にこれを通じて住民に利益というか、サービス享受着して、幸せなまちづくりを行っていききたいというふうに、持続可能なまちづくりを行っていききたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○副議長（山口正史君） いや、言葉がまず分からないですよ、住民の方に。スーパーシティとコンパクトシティって何が違うのですか、三芳はまちですよ、タウンですよという話になっていってしまうわけですよ、住民の方が、一般の方が理解しようとする。そこに関してはどういうふうに考えていらっしゃるのかな、まず。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

その辺につきましては、文言集みたいなのが、よく総合計画とかの下の方に書かれている文言であるとかで対応できればなというふうに思います。

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○副議長（山口正史君） それでは、説明に関しては、第6次総合計画の中で説明しておくということですか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

分かりづらいということであれば、そのパブコメのときに一緒につけてやっていきたい。

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○副議長（山口正史君） 分からなかったらパブコメでやるという話は乱暴過ぎるので、まずこれは目的として住民に理解を求めるべきだと思うのですけれども、そういう考えはないのですね。パブコメの中で意見を言っていただければ、それは考えますよということの今考え方ということでしょうか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 申し訳ございません。今言ったのは、文言の意味が分からないということですので、文言の意味を説明したものをつけるというふうに考えております。

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○副議長（山口正史君） それはもう言いません。

もう一つは、これはフォレストシティ構想ですが、当然のことながら住民、それから企業、それから町、おのおので何か役割を達成しようがないわけですよ、どこか1つだけで。一番分からないのは、これは住民のほうに何を求めるのか。例えば、今電力会社が節電、節電と言われていますが、私なんか一番困るのは、何をどう節電しろというのか。例えば、私だったら2人で生活しているわけですがけれども、では、一般的に電力量使用量をどのぐらいまで抑えようという、現実論としては全然出てこない。はっきり言ったら、もう家はLED化は全部済ませていますから、どうやって節電するの。節電、節電と叫ばれても、全然何してい

いかも分からないというのが本音なので、これもCO<sub>2</sub>を削減するというのが大きな目標だと思うので、では各家庭において、あるいは企業において町としてどうするのか。CO<sub>2</sub>をどういうふうに具体的に削減していくかというのは、それは実施計画か何かで述べられるということでしょうか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

CO<sub>2</sub>の削減のものにつきましては、来年度、まだ予算は取っていない、何とも言えないのですけれども、環境基本計画と地球温暖化対策の実行計画というのは策定される予定がございますので、具体的な数字だとか行動につきましては、そちらのほうに環境課のほうで載せるというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○副議長（山口正史君） では、その計画の中で、各一般家庭、一般町民はこうしてほしい、あるいは企業はこうしてほしい、町としてはこうするということが具体的に述べられる、示されると思ってよろしいですか。

○議長（小松伸介君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

実際作るのは環境課なので、詳細についてはあれですけれども、地球温暖化対策の実行計画というのやはり、どのぐらいどうやって減らしていくかというのは載るものだというふうに考えていますので、そこで示すべきではないかなというふうに考えています。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、ないようですので、暫時休憩いたします。

（午前11時07分）

---

○議長（小松伸介君） 再開いたします。

（午前11時12分）

---

○議長（小松伸介君） では、議会からの意見というお話もございましたが、ちょっと時期的な部分、またこれまでの経緯等も踏まえて、ちょっと議会としては出さず、各個人で出していただくということでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、そのようにさせていただきますので、担当課の皆様よろしく願いいたします。

では、ほかに大丈夫ですか。ないようでしたら、協議事項（4）のほうを閉じさせていただきます。ご説明ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

(午前 11 時 12 分)

---

○議長（小松伸介君） では、再開いたします。

(午前 11 時 13 分)

---

◎総務常任委員会

○議長（小松伸介君） 協議事項が終了いたしましたので、4の報告事項に移らせていただきます。

まず初めに、(1)、総務常任委員会からの報告を求めます。

久保委員長。

○総務常任委員長（久保健二君） では、総務常任委員会より1点ご報告させていただきます。

まず、本日になってしまったのですけれども、事務局をお願いいたしまして、モアノートのほうに資料のほうを掲載させていただきましたので、御覧になっていただきながら説明のほうを聞いていただければと思います。簡単な説明ではあるのですけれども。

三芳町議会災害時行動マニュアルというのの見直しを委員会のほうでさせていただきました。こちら委員会のほうで委員の方に意見をもらいながら協議をさせていただいたのですが、内容的にはこのまま変更なしというところで今回は落ち着きました。

それと、今まで、これは改選時、改選後すぐにだったのですけれども、一応各議員に個人用として携帯用の懐中電灯、あと呼び子、笛のほうの配付を毎改選後させていただいていたのですが、今期に限ってはこちらの配付がなかったということで、こちらに関しましても委員会のほうで協議をした結果、懐中電灯及び笛のほうの配付は次期改選後以降しないということに決まりましたので、こちら一応常時携帯、常備することになっておりますので、各自携帯電話等にも懐中電灯はついているからという理由で配付はしないことになりましたので、こちら常備のほうをしていただければというふうに思っております。

それと、あとヘルメットのほうが、各議員、こちらは配付というか、貸与のほうをされておりますが、今保管方法というのが、各自ばらばらで保管をされている状況になりました。こちら会派の控室のほうに各議員のヘルメットを保管するというふうに決定いたしましたので、こちらトランクだとか、あと自宅に持ち帰っている議員の方もいらっしゃると思いますけれども、控室のほうにお持ちにいただいて、一応いつでも用意できるように。ヘルメットのほう、控室のほうで保管をしていただければなというふうに思っております。

あと1点、改選後に、これは行ってはいたと思うのですけれども、メールアドレス、庁内の一斉の避難訓練の際に、議員側から送ってもメールが届いていないという議員がおりましたので、またこちら改選後、メールアドレスの確認等を行っていくということで再度決定いたしましたので、改選後、メールアドレスの確認等事務局からあると思いますので、その際はよろしく願いいたします。

以上で総務常任委員会より決定事項として報告させていただきました。報告は以上となります。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

では、ただいまの報告に対しまして何かご質問等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） よろしいでしょうか。

では、ないようですので、(1)を閉じさせていただきます。

---

#### ◎議会広報広聴常任委員会

○議長(小松伸介君) 続きまして、(2)、議会広報広聴常任委員会からの報告を求めます。

山口委員長。

○議会広報広聴常任委員長(山口正史君) 議会広報広聴常任委員会からご報告いたします。

3月定例会のポスターができておりますので、レターケースのほうに入っておりますので、また掲示板へ貼付けを。あまりもう時間がないので、できるだけ早く貼付けをお願いしたいと思いますというのが1点。

2点目が、議会だよりモニターを開催してきましたが、今年度も最後になりますので、一応今予定としては3月末ぐらいに開こうかなということで進めております。最終的にまとめて、モニターさんの意見をもう一回確認しまして、できれば次の広報広聴常任委員会のほうに、その内容的に実現するべき、したほうがいい、検討すべきだというような内容は伝えさせていただこうと思っております。それもモニターさんの意見を聞いてからという形にしたいと思います。

以上です。

○議長(小松伸介君) ただいまの報告に対しまして何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小松伸介君) では、ないようですので、(2)を閉じさせていただきます。

---

#### ◎議会運営委員会

○議長(小松伸介君) 続きまして、(3)、議会運営委員会からの報告を求めます。

菊地委員長。

○議会運営委員長(菊地浩二君) では、議会運営委員会より報告、説明等させていただきます。

まず、三芳町議会議員政治倫理条例についてとなります。こちらにつきましては、議会運営委員会で協議をしまして、改正案がこのたびまとまりました。モアノートのほうに07-01、07-08ということで資料が載っておりますので、そちらからまず説明していきたいと思っております。

07-01を御覧いただけますでしょうか。こちらは改正される条例の新旧対照表となります。第5条におきまして大きく改正となります。新しい改正後の案ですけれども、議員が「地方自治法第92条の2の規定に基づき、政令で定める範囲で町及び町が関係する団体が行う請負契約等を締結したときは、その概要及び請負の対価の総額を議長に報告しなければならない」と規定をします。

そして、その報告を受けた議長は、これを公表しなければならないということで規定をいたします。

先月も説明しましたがけれども、これまで三芳町議会は先進的に取り組んできた内容でもありますので、ちょっと強めの表記ということで考えています。

では、続いてその報告というか、07のほうの政治倫理条例の施行規則を御覧いただきたいと思っております。こちらでも改正をいたします。この報告につきましては、請負報告書とそれに必要な資料を付して行うものとするということで決めております。

その請負報告書の様式なのですけれども、08、この書式で行っていただきます。必要なものは、請負契約

の概要と、請負契約者または事業者及び代表者、個人でやった場合、屋号があつたりしますので、その屋号も併せて書いていただくということになります。契約締結の日とその期間と、請負対価の総額、これは会計年度単位で出していただくということになります。それと、請負契約、例えば契約書のコピーとかそういった物を添付して報告を出してもらいますが、こちらにつきましては、上の三芳町議会議員というところで右側が空いていますので、そちら、記名なり署名していただいても構わないのですけれども、押印は特に不要です。これを原則、登録のメールアドレスよりメール添付で提出をしていただくということになります。ただ、どうしてもということであれば持参されてもいいのですけれども、一応こういうふうにやっていますので、メール添付で出していただければお互いスムーズかなというふうに思います。

こちらにつきましてなのですけれども、この改正条例等ですが、施行日は政令と合わせた日ということで設定をしています。令和5年3月1日からということ考えております。

この政令が決まったのがつい最近だったのですけれども、政令のほうも3月1日から始まるということで、これに合わせて施行しますので、4月1日ではないので、お間違いのないようにしていただきたいと思いません。

政治倫理条例については以上となりますので、取りあえず1回ここで質問があれば受けたいと思います。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

では、ただいまの説明に対しまして何かございますでしょうか。報告ですね。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、ないようですので、菊地委員長、引き続きお願いします。

○議会運営委員長（菊地浩二君） あと大きい2つ報告事項がありますので。

まず1つ、議会の個人情報の保護に関する条例の施行規定についてです。さきの臨時会で、条例そのものは皆さんのご協力をいただきまして、総員賛成で可決をされました。これにつきまして、その条例の中で、改めて議長のほうが別に決めるという条文がありましたので、そちらについてなのですけれども、全国町村議会議長会から最終的な施行規定案が示されました。これもつい最近なのですけれども、それを今後一回、2月17日の議会運営委員会のほうでその示された案を提示しましたので、3月22日の議会運営委員会で施行規定を決定していきます。なので、4月1日から施行するわけなので、22日決定した後、報告する機会がないので、これをもって報告とさせていただきますようになります。なので、内容そのものは、条例と同じように、特に三芳町議会で追加したり、その案から削除するものはないのですけれども、必要であればというか、皆さんに関わることもありますので、議会運営委員から会派に説明等をしていただければと思います。

この件も以上となります。

○議長（小松伸介君） では、ただいまの報告に対しまして何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、引き続きお願いいたします。

○議会運営委員長（菊地浩二君） では、最後です。定例会中のコロナウイルス感染症対策についてということになります。5月8日に5類に移行することが決定しています。それと、国ではマスクの着用について、3月13日から屋内、屋外を問わず、個人の判断に委ねるといたしました。報道によると、埼玉県議会は3月13日から個人の判断でマスクをするかしないかということになったそうなのですけれども、一方で企業など

の事業者については、感染対策上の理由や業務の内容などによっては利用者や従業員に対してマスクの着用を求めることは許容されるとしております。これを踏まえて、三芳町議会、2月27日から始まる定例会についてどのようにするかということを経営委員会と協議いたしました。結果といたしましては、3月13日以降もこれまでどおりの感染症対策を行っていただくということになります。基本的な感染症対策とマスクの着用を求めていくということになりますので、3月定例会冒頭にまた議長からこれまでと同様のマスク着用を求めるということになります。

これにつきまして、なぜこうなったのかということなのですが、まず3月定例会を無事に最後まで滞りなく進めていくということを最優先に検討した結果となります。3月13日からマスクの着用のルールが変わりますけれども、濃厚接触という考え方は5月8日までは変わらないということになります。具体的に言うと、例えば今この中で、3月13日以降と仮定した中でマスクをしていない方が何人かいた場合、その中で我々の中で誰か感染者が出た場合、マスクをしていないと、感染症対策を行っていないということで濃厚接触ということになります。濃厚接触になると出席ができなくなりますので、委員会や、最終日、本会議のほうの出席要件を満たさない可能性が出てくるかもしれないということもありますので、マスクをしていれば感染症対策をしているということで濃厚接触に当たらないということがこれまでのルールなので、そういったことも踏まえて皆さんにマスクの着用を求めるということになります。

あと、健康上の理由からとか、今いろいろあるかと思っておりますので、そういった方には強制まではできないというのもこれまでと同様となります。なので、定例会初日から感染症対策、マスクの着用をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小松伸介君） ただいまの報告に対しまして何かございますでしょうか。

山口副議長。

○副議長（山口正史君） 委員会で、広報広聴でもってモニター会議、最終をやる予定にしていますが、強制はできないだろうと思うのですが、皆さんにご協力いただくという問いかけでよろしいでしょうか。

○議長（小松伸介君） 菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） これまで同様、今質問にもありましたように、強制はできませんので、お願いをしていくということになると思います。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

ほかに。

細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

確認なのですが、コロナ対策のガイドラインがあると思いますが、去年の12月頃には国とガイドラインが短くなってということもあるのですが、ほかの議会では結構変更がなされていて、新しいガイドラインになっておりますけれども、三芳議会では引き続き以前のガイドラインでそのまま3月まで変わらないということなのではないでしょうか。

○議長（小松伸介君） 菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） こちらにつきまして、前々回ぐらいですか、その前か。その前に協議

をいたしました。短くなっていますけれども、どうしようかということで検討した結果、やはり先ほどと同じように、議会を維持していくということを前提にしまして、これまでと同様と。3月定例会中までは同様としているところで決定しています。

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、ないようですので、(3)を閉じさせていただきます。

---

#### ◎政策検討会議

○議長（小松伸介君） 続きまして、(4)、政策検討会議からの報告を求めます。

山口座長。

○副議長（山口正史君） 山口です。

政策検討会議からご報告いたします。政策検討会議が始まってから22回検討を重ねてきましたが、最終的結論を言わせていただくと、政策検討会議として政策提言を執行部に上げるかどうかということで合意が取れませんでしたので、政策検討会議としては会議として政策提言は出さないという形になりました。

あと、2つの会派さんから政策提言の案をいただいているのですが、それに関しては各会派ごとに執行部に提出するというので委員会としてはまとまりました。

残念ながら会議として出せませんでした。一応これで政策検討会議は終了したいと考えております。

なお、既に業者のほうから提案等もらっていますが、スケジュールを申し上げますと、今月の28日ぐらいに第3回目の提出されたものの検討会議がありまして、そこで内容の検討を行うという形になっております。また、それ以後、3月22日に第4回目の検討会議を開いて、そこで最終的に評点をつけるという予定をしていますが、その評点した内容については、3月末の恐らく28とか29とか、何かその辺になると思うのですが、その辺でホームページに公表するということになっているそうです。ですから、大体3月末になってホームページに公表された段階で、どこの業者の内容で、評点が何点だったかというのはそこで把握はできるようにはなるそうです。それを基に仮契約を4月のほうで行い、それで本契約は6月議会上程されるということになっているそうです。一応これは課長のほうから今日確認して聞いてきたことの内容で、ちょっと内容的に細かいところは私も把握できていないので申し訳ないのですが、ということになりました。

ということで、政策検討会議はこれで22回会議を行いました。という、終了したいと思いますが、もともと政策検討会議、全協のほうで立ち上げるということで決まりましたので、一応これで終了したいということで、皆様のご同意をいただければ終了にしたいと思います。

以上です。

○議長（小松伸介君） ただいまの報告に対しまして何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、何もありませんので、終了ということでご承認いただいたというか、ということだと思いますので。

では、以上で報告事項を閉じさせていただきます。

---

◎その他

○議長（小松伸介君） 5のその他に移ります。

まずは皆様から何かございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、事務局。

○事務局長（郡司道行君） それでは、事務局から令和5年度の議会費の予算概要と令和4年度の議会費の補正予算の概要についてご説明したいと思います。

まず、カレンダーのほうから会議を開いていただいて、27日の令和5年度第2回三芳町議会をちょっと開いていただいてよろしいでしょうか。この中に01-21-01、こちらが令和5年度三芳町一般会計の予算書になります。ここの中から36ページ。36ページからが議会費の歳出になります。事業概要なので、予算書で説明させていただきたいと思います。

まず、令和5年度の議会費の予算額は対前年度比266万9,000円、率にして2.1%増の1億2,978万8,000円を計上いたしました。前年度と比較しますと、人件費以外の増の要因としましては、議員改選による名札の張り替えとか議員章及び議員必携等、また今年度防災服、防災靴等の消耗品合わせて66万円の増、議会だより配布数増加により、5月、8月号が100部増加、11月、2月号が200部増加による消耗品の印刷製本費121万8,000円の増、同じく議会だより配布数、5月、8月号100部増加、11月、2月号200部増加及び1件当たりの単価改定による委託料4万6,000円の増、会議録作成委託料11万円の増、会議録検索システム業務委託料1万6,000円の増によるものです。

減の要因としましては、共済費の議員共済会負担金の負担率改定に伴い、負担金が31万5,000円の減、役員費の手数料であるオンライン会議手数料3,000円の減、使用料及び賃借料のバス借上料が3万8,000円の減、負担金の県議長の人口割が3,000円の減、県外視察が1万円の減となったものであります。

それでは、節ごとにご説明いたします。節1報酬につきましては、対前年度11万2,000円増の4,901万8,000円を計上しております。主な要因としては、会計年度任用職員の報酬増になります。

節2給料につきましては、対前年度4万2,000円の増、1,465万2,000円を計上しました。

節3職員手当等につきましては、対前年度65万5,000円増の3,014万2,000円を計上しました。主な要因は、期末手当支給率改定に伴う増、他の諸手当の増によるものであります。

節4共済費につきましては、対前年度2,000円減の1,956万1,000円を計上しました。議員共済会の負担率が令和4年度100分の32.2から、令和5年度は100分の31.5になり、31万5,000円の減、職員共済負担金などの増によるものです。

続きまして、節7報償費につきましては、対前年度1万6,000円の減の1万4,000円を計上しました。議会だよりモニター謝礼の1万6,000円減によるものです。

続きまして、節8の旅費につきましては、対前年度2万4,000円増の29万3,000円を計上しました。費用弁償としまして、来年度2委員会が実施する所管事務調査に要する宿泊費16名分、また普通旅費の事務局宿泊費が前年度より2万4,000円増によるものです。

続きまして、節9交際費につきましては、前年度と同額の27万円を計上しております。

次のページを御覧ください。節10需用費につきましては、対前年度187万8,000円増の497万6,000円を計上

しました。議員改選による名札の張り替えや議員章及び議員必携等、また防災服、防災靴等の消耗品合わせて66万円の増、議会だより配布数増加により5月、8月号100部増加、11月、2月号200部増加による消耗品の印刷製本費121万8,000円の増によるものです。なお、5月号までが3年契約の最後の年となります。

続きまして、節11役務費につきましては、対前年度3,000円減の5万2,000円を計上しました。通信運搬費は郵送料1万5,000円、手数料のオンライン会議用ライセンス費用が3,000円減額になったことによるものです。

続きまして、節12委託料につきましては、対前年度17万2,000円増の624万2,000円を計上しました。会議録作成委託料が実績に基づき5時間分増の11万円の増、会議録検索システム業務委託料のデータ編集加工料の単価が190円から200円に増額になったことによる1万6,000円の増、議会だより配布数5月、8月号100部増加、また11月、2月号200部増加、及び1件当たりの単価改定による委託料4万6,000円の増によるものです。

節13使用料及び賃借料につきましては、前年度同額の261万6,000円を計上しました。

最後に、節18負担金補助及び交付金につきましては、対前年度1万3,000円減の195万2,000円を計上しました。主な要因としましては、県議長会の人口割額3,000円の減、県議長会県外視察研修の負担金2万5,000円から1万5,000円になったことによる減によるものです。また、郡議長会の負担金は今年度と同様の平等割の5,000円のみとなっております。

歳入につきましては、雑入の本人負担分の雇用保険料199万3,000円中の1万2,337円分が、会計年度任用職員議会事務局1名分の予算計上となっております。

以上が令和5年度の議会費の予算概要です。

あと、議長、続いていいですか、補正の。

それでは、続きまして令和4年度議会費の補正予算概要を説明させていただきます。またちょっとモアノートに戻っていただきまして、こちら01-02-01、議案第5号 令和4年度三芳町一般会計補正予算、こちらも併せて予算書で説明をさせていただきます。

モアノートのそちらの18ページが議会費になります。こちら補正予算、歳出しかございませんので、こちらの18ページになります。それでは、目から説明させていただきます。議会費、補正前の予算額1億2,774万3,000円、補正額が225万5,000円の減、計で1億2,774万3,000円、補正額225万円の減になります。ごめんなさい。ダブって話してしまいました。

節ごとに説明させていただきます。まず、節1報酬、137万5,000円の減額計上については、会計年度任用職員の勤務実績等によるものです。節3の職員手当等36万6,000円の減額計上については、期末手当予算執行完了により、議員期末手当4万円の減、会計年度任用職員期末手当33万1,000円の減によるものです。なお、通勤手当が5,000円の増額となっております。

節4共済費34万7,000円の減額計上については、会計年度任用職員社会保険料等の減額によるものです。

節8旅費14万2,000円の減額計上については、宿泊を伴う所管事務調査1委員会中止等による所管事務調査宿泊費の費用弁償12万円の減、会計年度任用職員勤務実績等による費用弁償2万2,000円の減によるものです。

節18負担金、補助及び交付金2万5,000円の減額計上については、負担金の区長会視察研修中止による2

万5,000円の減によるものです。

以上となります。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

では、議案ですので、質問もあるかと思えますけれども、何か聞き漏らし等ありましたら、お手を挙げていただければと思います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、ないようですので、事務局のほうからほかに。大丈夫ですか、以上で。

○事務局長（郡司道行君） はい。

○議長（小松伸介君） では、私のほうからもございませんので、以上で本日の全員協議会を閉じさせていただきます。

事務局にお返しいたします。

---

#### ◎閉会の宣告

○事務局長（郡司道行君） 大変お疲れさまでした。

閉会につきましては、山口副議長、よろしく願いいたします。

○副議長（山口正史君） 皆様、慎重審議ありがとうございました。

議長からも話がありましたように、2月の最近に入って、三寒四温とはよく言ったもので、昨日、おととい暖かったのですが、何か今日になると寒くなってということで、気候の変動が激しいので、体調を十分に整えて定例会のほうに臨んでいただきたいと思います。

本日は大変お疲れさまでした。

(午前11時46分)